

令和三年十二月

令和三年十一月文京区議会定例議会議案(二)

文
京
区

目次

議案第二十九号	文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第三十号	文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例	3 頁
議案第三十一号	文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第三十二号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第三十三号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第三十四号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11 頁

議案第二十九号

文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十二月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

第一条 文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の三十」を「百分の十五」に改める。

第二条 文京区長及び副区長給与条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の十五」を「百分の三十」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百四十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（説 明）

期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第三十号

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十二月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の三十」を「百分の十五」に改める。

第二条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の十五」を「百分の三十」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百四十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（説 明）

期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第三十一号

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十二月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二十」を「百分の五」に改める。

第二条 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の五」を「百分の二十」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百四十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（説 明）

期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第三十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十二月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「百分の二十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項本文中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に改め、同項ただし書中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の五」を「百分の十」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

(説明)

特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第三十三号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十二月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三十条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に改める。

第三十条第二項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

(説明)

会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第三十四号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十二月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「百分の二十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に改め、同項ただし書中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の五」を「百分の十」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

(説 明)

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

